# 令和5年度(2023年度) 高等専門学校専攻科(留学生含)奨学生募集要項

公益財団法人 ウシオ財団

## 1 趣 旨

本財団の奨学金事業は、研究意欲旺盛で確固たる意志をもって学業につき、品行方正、 学業優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な学生に対して奨学資金を援助し、 もって社会に有益な人材を育成することを目的とします。

## 2 特 徴

この奨学金の特徴は次の通りです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3)他の奨学金との併給は、原則として認めません。 但し、独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金、ならびに研究に直接 関係する経費に限定された研究助成との併給は可能です。

## 3 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなければなりません。

# (1) 資格

- ①高等専門学校専攻科に在学している者、又は高等専門学校5年生に在学し、翌年専攻 科に入学を希望する者。
- ②留学生については次の(ア)から(ウ)の条件も満たすこと。
  - (ア)「留学: College Student」の資格で日本に在留し、申込日現在、日本国内の高等専門学校に留学している者。
  - (イ)私費留学生であること(国費留学生を除く)。
  - (ウ) 留学生として日本語に支障のない者。
- ③品行方正、学業優秀でありながら、学費の支弁が困難な者。
- ④在学学校長の推薦を受けた者。

# (2) 人物

健康で、向学心にとみ、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

(3) 家計 学費の支弁が困難な者。

(所得証明書等により各学校で確認してください。)

\*家族の収入は、奨学生願書の家族状況年収(税込み)欄に明記ください。

# (4) 学力

学業優秀にして在学学校長の推薦を受けた者。

(5) 家庭の教育に対する関心度

家庭、特に保護者が、本人の教育に対して十分な関心と理解を持っており、学業なかばにして不本意ながら退学するような懸念のない者。

## 4 採用人員

日本人 7名(2023年度2名、2024年度予約選考5名) 留学生 2名(2023年度1名、2024年度予約選考1名)

## 5 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与金額 月額 6万円
- (2) 給与の期間

奨学生に採用した年の4月から溯って支給し、正規の最短修業年限の終期迄。

(3) 給与の方法

奨学金は、原則として毎月当月分を直接本人に給与します。 (毎月一定日に、本人名義の預金口座に入金します。)

## 6 奨学金の休止、停止又は廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学金の給与を休止、停止、又は廃止することがあります。

- (1) 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (3) 奨学生の学業成績、又は性行が不良となったとき。
- (4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (6) 在学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) その他奨学生としての資格を失ったとき。

# 7 推薦手続

(1)提出書類

以下の書類を在学校を通じ、国立高等専門学校機構理事長宛にご提出ください。

- ①2023年度申請者及び2023年度予約奨学生候補者
  - (ア) 奨学生願書〔本財団指定用紙に本人が記入。緊急連絡先は原則として父母兄弟等で成人を選定のこと。留学生は指導教授等、日本在住の成人を選定のこと。 (友人は原則不可))

- (イ) 奨学生推薦書 [本財団指定用紙に指導教授が推薦理由を記入のうえ、在学学校長 の推薦を受けること。]
- (ウ) 前年度の成績証明書
- (エ) 在留カード(裏面に住所記載があること) 裏表コピーまたは住民票(留学生のみ)
- ②2024年度予約選考申請者
  - (ア) 予約選考推薦書(国立高等専門学校機構が定める様式)
  - (4) 予約選考志望者推薦調書(国立高等専門学校機構が定める様式)

## (2) 提出期限

別途、高専機構本部からの通知を参照してください。

# 8 決定及び通知

- (1)国立高等専門学校機構より推薦された奨学生候補者は、本財団奨学生選考委員会で選考の上、理事会決議を経て決定し、その結果を書面により在学学校長及び本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

## 9 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書(別途送付)を理事長 宛提出しなければなりません。

(2) 報告義務

奨学生は、毎月生活状況報告書(日本語)を、また、毎学年終了後には成績証明書を 理事長宛提出する義務があります。

なお、財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく納期までに提出しなければなりません。

(3) 出席義務

奨学生のために行う本財団の各行事等については積極的に参加し、奨学生間の意識の 高揚、親睦に努める義務があります。

(4) 遵守義務

本財団の奨学金給与規程その他の規程を守り、本財団ならびに在学校の指示に従い、 怠りなく必要な手続を行う義務があります。

以上